

こ成事第 423 号  
令和 5 年 8 月 22 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
児童相談所設置市長  
市区町村長

こども家庭庁成育局長

次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金  
における特殊附帯工事の取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」及び令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 466 号こども家庭庁長官通知の別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」によるもののほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

## 別紙

### 次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金 実施要綱（特殊附帯工事費に係るもの）

#### 1 目的

この交付金は、児童福祉施設等及び障害児施設等において、入所者等の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。

#### 2 対象事業

##### (1) 資源有効活用整備費

###### ア 趣旨

児童福祉施設等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

###### イ 対象施設

対象となる施設は、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱及び就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱において交付対象として掲げる児童福祉施設等（障害児施設等は除く。）であって、建物に固定して一体的に整備する施設とする。

###### ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

###### (ア) 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水(浴室等の排水)等の循環・再利用のための整備

###### (イ) 生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

###### (ウ) ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

###### (エ) その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

##### (2) 消融雪設備整備

###### ア 趣旨

積雪時における通路の凍結等を防止し、児童等の安全確保及び職員の業務の負担軽減を図る。

###### イ 対象施設

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱及び就学前教育・保育施設整備交付金

交付要綱の別表 1 - 1 に定める特別豪雪地域に所在する児童福祉施設等（障害児施設等は除く。）であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められるものとする。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る工事費又は工事請負費とする。

(3) 介護用リフト等整備費

ア 趣旨

障害児施設等において介護を必要とする身体障害者等に対する入所者の処遇の向上並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱の 4 に掲げる障害児施設等のうち、次の施設であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児（児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させるものに限る）

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 介護用リフトの整備

居室や浴室等に介護のための天井走行型介護用リフトの整備

(イ) 特殊浴槽の整備

介護職員の業務の効率化及び負担の軽減のための特殊浴槽の整備

(4) 屋外教育環境整備（1 園当たり 500 万円以上の事業を対象とする。）

ア 趣旨

施設の屋外環境を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子供達を育成するため、屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。

イ 対象施設

創設・増築・増改築・改築と一体的に整備を行う幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園における教育部分

※整備事業完了後、2・3号定員の使用も予定されている場合、その分に係る対象経費についてはあらかじめ合理的な方法で按分を行い、対象経費から除外すること。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は

工事請負費とする。

(ア) 樹木

施設を構成する高木・低木・草木・芝張（植樹のための土を含む）

(イ) アスレチック遊具

一般的な遊具は対象外（ブランコ、ジャングルジム、鉄棒、シーソー、スベリ台等は含まない）

(ウ) 築山・池

（園児が立ち入りできるものが望ましい）

(エ) 屋外ステージ

建物の要件にあてはまるものは対象外

(オ) ベンチ

土地に固着したもの

(カ) 花壇・畑

土地に固着したもの（腐葉土等の客土を含む。）

(キ) 水飲み場、足洗い場

屋外教育環境整備に付随するもの

(ク) 便所

建物の要件にあてはまるものは対象外

(ケ) 給排水工事

屋外教育環境整備に付随するもの

(コ) 電気工事

屋外教育環境整備に付随する放送設備、照明設備等

### 3 交付基準

(1) 2の(3)の事業を行う場合

① 公的機関の見積と民間工事請負業者の見積（公的機関の見積が取得できない場合は2社以上）のいずれか低い方に交付要綱別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除した点数を算出する。

② 交付要綱別表2及び別表6に定める訓練事業等整備加算（ただし、当該設備整備にかかる事業費が1億円を超えるものは大規模生産設備等整備加算）と①を比較し、低い方を加算する。

(2) 2の(3)の事業以外

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱及び就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱の別表2に定める点数

なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数又は交付基準額を交付基準とする。